

(様式第2号)

確 認 書

1 県教育委員会名義の使用申請に際して、次の承認基準に該当することを確認します。
(該当する項目の□にレ印を入れてください。)

□ 主催者等(主催団体、共催団体等の事業の実施に責任を負う者をいう。以下同じ。)が次のいずれかに該当します。

(1) 国、地方公共団体若しくはこれらの機関(公社、公団等政府関係機関を含む。)又はその連合体

(2) 公益法人又はこれに準ずる法人(宗教法人を除く。)

(3) 全国的若しくは全県的な組織を持つ教育関係団体又はこれに準ずる団体

※(2)(3)に該当する場合は、次のいずれにも該当します。

ア) 団体の所在地、組織及び活動基準が明確であり、事業遂行能力に疑義がないこと。

イ) 教育に関する事業についての堅実な活動の実績があること。

ウ) 特定の政党及び宗教並びに暴力団との関連がないこと。

□ 事業内容が次のすべてに該当します。

(1) 事業の目的及び内容が教育の振興若しくは文化財の保護・保存に寄与するものであること。

(2) 事業の対象が全県的規模に及ぶなど、地域的普遍性を有すること。

(3) 事業に関する経費が適正であること。

(4) 公衆衛生及び災害防止について、十分な設備及び措置が講ぜられていること。

(5) 本事業と同様の事業を、過去に1回以上開催した実績があること。

□ 本事業は次のいずれにも該当しません。

(1) 営利を目的とし、又は営利的性格が顕著な事業

(2) 特定の流派、個人、宗教、政党等の利害に関与すると認められる事業

(3) 教育的配慮に欠ける事業

(4) 公序良俗に反する事業

(5) 暴力団と関係がある事業

(6) 教育委員会の名誉を毀損し、又は信用を失墜するおそれのある事業

(7) 過去に教育委員会の共催又は後援を得て事業を行った際に、共催又は後援の趣旨に反する行為のあった団体からの申請に係る事業

□ 主催者等を構成する団体の役員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条第21号ロに規定する役員をいう。)は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。また、教育委員会が必要と認める場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します。

(1) 暴力団員等(岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。)に該当する者

(2) 暴力団又は暴力団員等の統制下にある者

(3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 次の事項に該当することが判明した場合は、教育委員会が承認を取り消し、以後は主催者等からの教育委員会名義の使用申請に対して承認しないこととしても異議はありません。

- (1) 教育委員会の承認基準に適合しない場合
- (2) 申請内容に虚偽がある場合
- (3) 事業の実施に当たり、不法行為、公益を害する行為等の教育委員会が不相当と認める行為がある場合
- (4) 主催者等について、不法行為等、教育委員会が不相当と認める事象がある場合

3 承認を取り消された場合は、その旨を周知し、又は公表している印刷物等から教育委員会名義を削除するなど、教育委員会から承認を受けていると誤認を生じさせないよう適切に対処します。

4 承認の取消しにより、主催者等が損害を受けた場合においても、教育委員会にその賠償を求めることはありません。

年 月 日

岡山県教育委員会教育長 殿

(申請者) 所在地
団体名
代表者名